豚の排せつ物に係る悪臭や水質汚濁について、住宅との混住化の進展により周辺住民の苦情が深刻化する中、適切な豚の飼養管理や施設管理の徹底、排せつ物に係る処理施設や技術の高度化などにより、畜産環境問題を解決することが、経営継続のためにも重要である。

臭気対策としては、清掃・除糞の徹底等の基本的な臭気発生抑制管理に加え、臭気センサーを用いた臭気の見える化等により各農場の臭気発生源を特定した上で、臭気の発生場所（堆肥舎、畜舎）ごとに最適な低減技術（各種脱臭装置、脱臭剤等）を活用することが重要である。

また、汚水対策としては、飼養頭数規模に合う処理能力を備えた汚水処理施設を整備し、ばっ気量や活性汚泥濃度の調整など日々の適切な運転管理を行うことが基本となる。適切な運転管理が行われていることを確認するため、水質汚濁防止法において義務づけられている年１回以上の排出水の水質測定を徹底することが重要である。その上で、暫定排水基準が設定されている硝酸性窒素等について、将来的な一般排水基準への移行を念頭に置きつつ、センシング技術を活用したばっ気量の最適化等の技術も活用することで、排水改善と同時にランニングコストを削減し経営改善を目指すことも重要である。

これらの施設・機械の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の体制等の下で、地方公共団体等と連携しつつ、畜産環境の専門家の意見も参考にしながら、地域住民の理解が得られるよう進める必要がある。

また、近年諸外国においても畜産分野における温室効果ガス排出削減に向けた動きが出ている中、家畜排せつ物に由来するメタンや一酸化二窒素を削減するため、我が国においても、その排出削減技術の開発・普及を進めるとともに、引き続き家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料の利用等についてＪ－クレジット制度等の活用による現場での更なる普及・定着を推進する必要がある。

（２）排せつ物の利用の促進

家畜排せつ物の国内肥料資源としての有効活用を図るため、引き続き、耕畜連携を推進するとともに、堆肥のペレット化等による都道府県域内外における段階的な広域流通等を進める。あわせて、エネルギー等を地域内で利用する循環経済地域の創出を推進する。

これらの排せつ物処理の高度化の促進に当たって、国、地方公共団体は、畜産クラスター協議会の体制等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。また、研究開発の推進や、利用可能な技術の普及・定着化に向けた研修会の開催等を行う。

五　豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項

１　飼養衛生管理水準の向上

豚の伝染性疾病の発生予防のためには病原体を農場に入れないバイオセキュリティの強化が重要である。豚の伝染性疾病のうち、豚熱など発生時に影響が甚大になるもののみならず、慢性疾病についても、それが常在化すれば豚の損耗や事故率の上昇により農場の生産性を低下させ、長期にわたり養豚農家に大きな経済的損害を与えることになることから、合わせてその発生予防対策が重要である。

このため、養豚農家における飼養衛生管理の遵守徹底を図るとともに、専門家による研究で得られた知見等を基に、飼養衛生管理の不断の点検・向上を推進する。

各養豚農家においては、飼養衛生管理支援システムも活用しつつ、家畜保健衛生所や農場管理獣医師等の第三者による適時適切な助言を得ながら、個々の経営に適した生産管理システムを確立させていくとともに、地域一体となった疾病対策の取組を行うことが重要である。

これらの対策の効果を高める取組として、農場ＨＡＣＣＰの導入やベンチマーキングの活用による効果確認が有効である。獣医師による生産獣医療と併せ、養豚農家の生産性向上に向け、これらの活用を推進する。

また、特に豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。

２　水際対策と国内における野生動物対策

我が国未発生のアフリカ豚熱を始め、海外からの豚の伝染性疾病の侵入を防止するため、水際対策を強化する必要がある。具体的には、日本から出国する海外旅行者や訪日外国人旅行者への注意喚起、疾病侵入リスクの高い国から到着する航空機等の搭乗客に対する家畜防疫官による口頭質問等の検査の実施、空海港における車両、自転車やゴルフシューズ等の消毒徹底等に取り組む。

くわえて、万一アフリカ豚熱が国内の野生動物に侵入した際に備え、衛生的な死体処理や訪日外国人旅行者が立ち寄りやすい場所等に重点を置いた病原体の拡散防止対策について、関係機関との連携体制の構築や防疫演習等に取り組む。

また、野生動物を介した家畜伝染病の発生・まん延を防止するためにも野生動物対策は重要である。このため、豚熱対策として、野生いのししのサーベイランスによる感染状況の把握、野生いのししの捕獲強化、豚熱経口ワクチンの散布等により、野外のウイルス濃度の低減を図っていく。

３　農場の分割管理による疾病発生時の影響緩和

豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、殺処分が必要となる。特に大規模農場で発生した場合には、豚肉の需給や防疫措置への影響が大きくなることも予想される。

このため、マルチサイト方式の導入や繁殖・肥育の分業化に加え、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分割し、殺処分の範囲を限定する取組を推進し、各農場の現状・課題に応じ、先行事例も参照しつつ、疾病発生時の影響緩和を図る。

４　豚の疾病に対する検査体制の整備等

飼養衛生管理の高度化を図り、我が国における豚の伝染性疾病の清浄性を維